

## 第2決算審査特別委員会（第2日目）

R1.9.11（水）10：00～

第一委員会室

開 会 9：57

委員長 おはようございます。ただいまから第2決算審査特別委員会を開会いたします。

### 委員動静報告

委員長 ただいまの出席委員数は8名であります。

これより本日の会議を開きます。

### 認定第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。

浦川部長 （認定第2号を説明する。）

原田課長 （認定第2号を説明する。）

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

荒 木 滞納されている方の徴収の関係です。一般の被保険者の滞納繰越分が一般の被保険者で29年度より収納率が上がっていると、今説明いただいた。退職が下がっているということは、何か思い当たるような理由があるのですか。

浦川部長 一般分と退職分、現年分もそうですが、母数が大きいの、数字って比較的伸びるのなら安定的に伸びるし、下がるなら安定的に下がります。近年は退職の分母の数が減ってきますので、ちょっとした数字の影響で上がったたり下がったりすることになっていまして、現年分につきましても滞繰分につきましてもそういった数字のはねといいますか、そういった影響があります。

委員長 ほかに質疑ございますか。

三 上 226ページ、私は全体的に不用額が1億6,000万円というのは非常に多いような感じがします。見込みと違う、該当がないという説明でしたが、この中にはサービスの抑制という部分は本当になかったのか心配なので伺います。

林課長補佐 サービスの抑制ということですが、特にそういうことはしておりません。

三 上 それは、ないと答えると思うのですが、部長に改めてこの不用額1億6,000万円というのはどのような思いがあるのか、伺います。

浦川部長 不用額1億6,000万円ですけれども、そのうちのほとんどが保険給付費です。そこは請求された額をそのままお支払いするので、その見込みが当初予算とちょっと乖離があったかと思います。広域化されて、本当は以前よりも見込みやすくなる場所なのではございますけれども、広域化されたことによる予算の立て方がまだうまくいっていない部分があるのかなというのが大きな1点。

あと、国民健康保険特別会計は55億円ぐらいの会計なのでございますけれども、一般会計と違いまして、科目ごとの予算が足りなくなったときの会計の運営が財布が小さいもので非常に難しいです。それでそれぞれの科目で少しずつ余裕を見ながら予算を組んで決算で何とか帳尻を合わせていくというのが小さな会計の運営のテクニックになります。それからあとサービスの抑制というのは我々のほうは特定健診をとにかく受けてほしいということでどんどんアピールしてまいりまして、抑制するという意識は全くありません。むしろもっと、どんどん受けて

委員 長  
柴 田

ほしい、あるいは医療費のお支払いについては請求されたものは全て払わなければなりませんので、そういったマインドは全くなく、事務費的なことは当然節減には努めますけれども、基本的にはそんな思いはないです。

ほかに質疑ございますか。

三上委員の質疑に関連するかもしれないのですが、ここに数値は出ていないのですけれども、ここ10年で職員数が15パーセント減っています。非常に心配している面が、各事業への影響はどうか。それで、今三上委員はサービスの抑制はないのかという話だったのですが、私のほうはちょっと切り口を変えて、対象者がゼロだとか申請者がゼロで、支出されていない項目が結構多いです。昨年第2決算に出ていたわけではないし、個々の推移というのが頭に入っていないから、これという問題点は認識はしていないのですが、やっぱり職員数が減ることによって、市民に周知して、使ってくださいという、制度の周知に一部影響しているようなことはないのか、そのことをお伺いします。僕も実は市の職員を経験していますが、どうしても日常的な業務を優先しつつあって、そういったPRとなるとなかなか手が回らないということも経験上あるものですから、職員の削減がそういったことに影響していないのか伺います。

原田課長

各種制度の周知につきましては、さまざまな媒体を用いて、窓口にいらっしゃったお客様は当然ですけれども、広報、FMG's sky、ホームページなどさまざまな媒体を使用して周知しています。あと年間いろいろな被保険者に対しての発送物等もありますので、その中でも十分に周知に努めているところではあります。

職員が減っているということで、国保も保険事業などいろいろ事業を抱えて、少ない職員の中でやりくりしている状況ですけれども、それにつきましても健康づくり課の保健師さんと連携を図りながら十分やっているというふうに認識しております。

柴 田

そういう答弁をするのだらうなと思ったのですが、現実問題、対象者がいないのかいるのかというところが問題で、対象者がいないのに制度だけがある場合と、市では補足している対象者が数多くあるから予算化して、こういう制度を実施しているにもかかわらず、その制度を利用していないのか。それか、制度自体が使いづらいのか。何らかの原因があるのではないかと思います。PRもしっかりやっているのに、なかなか対象者が名乗り出ないということについては、やっぱりどこかに何らかの問題があるのではないかと思います。予見されることでもいいので、何かそういう原因がもし思いつくのであればお教えいただきたいと思います。

原田課長

先ほど部長の説明の中で、執行がなかったという例えば移送費、対象者はいませんでしたという説明をさせていただいたのですけれども、これにつきましては例えば医者が遠くの医療機関に行くのを認めて、その移送にかかった費用は認めますという内容ですけれども、これはここ何年も支出がない状況が続いております。不用額が出るのはそういったもので、予算上はあった場合に対応するために計上していますけれども、対象者がいなかったということでご理解いただきたいと思います。

委員 長  
寄 谷

ほかに質疑ございますか。

保険料の滞納繰越分をどう回収していくのかというところで、繰越分が1億3,000万円ぐらいある中で、229ページの一般のところでは20パーセントぐらいの2,400

万円を収納しているのですけれども、この収納というのは前々年度からの滞納する世帯が払えている世帯数はどれぐらいあるのか。要は、この払っている世帯の中で、新たに29年度に滞納した人が払っている割合と、前々年度からずっと払えない世帯が払えるようになったという割合を知りたい。

田上課長 29年度調定の滞納繰越分が幾ら調定があったか、28年度調定の滞納繰越分が幾らあったかということでもよろしいでしょうか。基本は、29年度に調定したものが29年度中に払われなかったものが翌年30年度に滞納繰り越しとして調定をさせてもらっていますので、基本的には調定年度ごとの集計はとってはいるのですが、人単位となるとなかなか追跡が難しいです。

寄 谷 今のところなのですが、欠損が12パーセントぐらいの比率で出ているのですけれども、要するに払えないで欠損になり焦げついた形で未済で残った金額、これはそのまま少しずつ欠損として落ちていくのであれば厳しい保険、国保の収入確保という点からいけば問題がある。ですから、後々欠損にならないような、そういう収入の仕方、支払ってもらえるような手だてを打つ必要があるのかなと思ったので、この30年度の繰越分がきちっと回収していけるのかどうか、その辺の手だてについてどうお考えになっているのか伺いたい。

澤田課長補佐 基本的に滞納繰り越しになった分がそのまま今後不納欠損になるということは当然私たちも考えておりませんし、滞納繰り越しになった分の中でもきちっと納税の交渉、しっかり折衝に当たって、滞納処分を行ってきちっと収納していきたいと捉えております。ただ、不納欠損になった部分については、例えば生活保護になった方の生活保護になる前の分が残っていて、どうしても支払いする力がないですとか、過去に収入があって国保税の課税がされた方が現在はどうしても支払いする力、年金収入だけということで支払いできない方もいて、やむなく不納欠損になるという場合はありますが、税務課としてはしっかり滞納分は徴収を強化して進めていきたいと考えております。

寄 谷 30年度、資格証明書、それから短期証明書の発行数を教えていただけますでしょうか。

大橋係長 30年度末の資格証の世帯数は42世帯で、前年度から7世帯増です。被保険者数に関しましては68名で、前年度から16名増です。短期証につきましては200世帯で56世帯減、被保険者数は343人で前年度から100人減となっております。

寄 谷 これは、どれぐらいの世帯が入れかわってきているかはわかりますか。保険料が払えなくて、そういう資格証明書の発行になると思うのですが、それが改善されて通常の保険証を給付されている世帯と、ずっと資格証明書発行を継続する世帯の割合というのはわかりますでしょうか。

大橋係長 基本的に平成30年度で短期証から通常証になった方は68名いらっしゃいます。資格証から通常証に変わったのは1名です。継続して短期証なり資格証になっている方については、今把握しておりません。

寄 谷 従来保険料を支払えないということで、資格証明書、短期証を出すことで保険料の納付を促すというような問題点が指摘されていたのですが、そういう関連性というのは滝川の場合ありますか。この資格証明書を出す、短期証を出すということで支払いが改善されるという関連性、効果はあるのか、そういうようなことは全く別のものだという位置づけをされているのか。要は、健康を守るための国保という立場からいって、そういう扱いは疑問がありますので、それについて改めて伺います。

大橋係長 短期証、資格証につきましては、受診抑制というような形で出しているものではございません。あくまでも短期証であれば3カ月単位で出しておりますけれども、その期間ごとに滞納者と接触できる機会がふえる。そういったことが基本的に納付につながっていくということで、短期証、資格証を出すことで納付機会をどんどんふやしていくというのが目的でございます。受診を抑制するものではございません。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。  
(なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように確認いたします。  
以上で認定第2号の質疑を終結いたします。  
暫時休憩いたします。

休 憩 10:35  
再 開 10:36

委 員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
**認定第5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

委 員 長 認定第5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を求めます。  
(認定第5号を説明する。)

浦川部長 説明が終わりました。

委 員 長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

柴 田 一般管理費ですが、報酬や賃金が計上されておりますけれども、何人を計上されておりますか。

塩尻係長 一般管理費については、当初納付書の発送に2名、臨時的に人を雇いまして、発送作業に当たっていただいております。

橋本課長補佐 報酬につきましては、徴収専門職員を1名採用させていただいております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。  
(なしの声あり)

委 員 長 ないようですので、質疑の留保はなしと確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

委 員 長 そのように確認いたします。  
以上で認定第5号の質疑を終結いたします。  
それでは、本日まで2日間質疑を行ってきましたが、市長に対する総括質疑はなしと確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

委 員 長 確認いたしましたので、以上で全ての質疑を終結いたします。  
これより休憩に入りますが、休憩中に書類審査を行っていただきます。なお、4月から6月の3カ月分の書類を用意しておりますが、そのほかの月の書類審査を希望される方は所管で準備をいたしますので、申し出てください。  
再開は11時15分とします。暫時休憩します。

休 憩 10:45  
再 開 11:13

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長 **書類審査**  
休憩中に書類審査をしていただきましたが、これに対する質疑はございませんか。

(なしの声あり)

委員長 書類審査の質疑を終結いたします。

委員長 **討論**  
これより討論に入ります。  
討論の順番につきましては、委員会の初日に決定しているとおおり、会派清新、新政会、会派みどり、公明党、寄谷委員の順となります。  
最初に、会派清新、荒木委員。

荒 木 私は、会派清新を代表いたしまして、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号までの特別会計並びに公営企業会計7件につきまして認定を可とする立場で討論いたします。  
初めに、人口減少下でのそれぞれの事業の存続や会計維持に努力をされております市理事者並びに職員の皆様に心から敬意を表します。以下、3点について意見を述べさせていただきます。  
特別会計や公営企業会計の多くは、税、保険料、使用料、利用料、受診料を含むいわゆる受益者負担により支えられている重要な側面があると考えますが、監査委員によります決算審査意見書でも述べられておりますように、徴収対策の強化、収納率の向上が見られます。未収金に関しましては、さまざまな個別の案件事情など、簡単には処理しがたい課題があることも理解をいたしますが、市民の公平性の観点から、引き続きさらなるご努力をお願いするところです。  
2点目は、公営住宅特別会計についてです。公営住宅の指定管理導入後の平成30年度の評価についてですが、昨年は道内全域のブラックアウトがあり、市民生活に大きな影響が出ましたが、その際の指定管理者対応、自主事業の開催、民間ならではの機動力等、一定の評価が確認できました。今後も個別の案件も含めてさまざまな課題が多いことと認識をいたしますが、安定的な運営に対するご努力をお願いいたします。  
3点目は、病院事業会計について述べます。外来、入院患者が総体的に減少傾向にある中で1人当たりの医療単価を上げるにも限界があります。さらなる資金不足の拡大は、起債制限等の大きな影響につながることから、ある程度の恒久的な一般会計の財政負担を検討せざるを得ないのではないかと考えます。病院長以下、病院職員の皆様には今後の難題に対処するためのさらなるご努力をお願いしたい。  
以上、討論といたします。

委員長 次に、新政会、本間委員。

本 間 それでは、新政会を代表し、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号までの特別会計並びに公営企業会計につきまして、認定を可とする立場で討論いたします。  
初めに、厳しい財政状況の中、各会計の予算執行に最善を尽くされた理事者並びに職員の皆様に心からの敬意を表します。しかしながら、高齢化と人口減少により厳しくなり続ける財政運営において各会計は近い将来その維持と存続の過渡期を迎えることと思います。それぞれの会計においては、制約がある中で

も市民サービスを低下させないことを目指し、各部署での不断の努力を期待しておりますが、今から将来に向けた有効な政策展開への議論を始める必要性を強く感じております。

平成15年に行われた5市5町の合併協議会の議論に立ち戻ることはできませんが、現在定住自立圏を初め、消防、水道、廃棄物などの公益事業は着実に進められています。それぞれの課題はあることと思いますが、広域的な政策はこの地域における市民サービスや安全と安心を確保するための基本となるものと確信しております。

特に病院事業会計では、資金不足が増加を続ける厳しい経営状況を脱する努力は必須でありますけれども、人口減少が進む中、滝川市だけではなく、近隣の各自治体において、その存続は困難をきわめることと推察できるものであります。近い将来、何らかの手法での経営統合などが求められると思うのは私たちだけでしょうか。また、他の会計においてもその可能性を否定すべきではないと思います。もちろんその手段は広域的な手法に限るものではありません。例えば公営住宅の指定管理は、コストダウンと市民サービス向上の両立を目指す変革の一つであります。これまでの経験に基づき、安定した市民サービスを提供し続けることが自治体の根幹であると認識しており、会計によっての違いもありますので、一律に語ることはできませんが、民間活力の導入や拡大など変革を恐れない議論と実行について行うことが今後に向けた大切な仕事だと思えます。

もちろん滝川市の将来に向けたそれらの取り組みは、議員、そして議会の役割でもあります。議員間、そして理事者、職員の皆さんと議論を重ね、新たな政策展開を目指すことを私たち新政会は決意し、賛成討論といたします。

委員長  
渡 邊

次に、会派みどり、渡邊委員。

会派みどりを代表し、本委員会に付託されました認定第2号から第8号の7件について、以下若干の意見を付しまして賛成の立場で討論を行います。

各特別会計及び企業会計においては、一般会計からの繰入金収支のバランスをとる形となっておりますが、それぞれの会計においてはさらなる健全な経営感覚を身につけていく努力が必要と思えます。

国民健康保険特別会計では、不納欠損、収入未済額のさらなる減少に努められ、基金の繰り出しについても十分に検討し、安定的な運営を求めます。

介護保険特別会計では、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が継続できるよう支援を行っておりますが、訪問調査事業の拡大、介護予防、ケアマネジメントのマネージメント事業の展開など、市民がもっと利用しやすい介護事業をしていただきたい。

最後に、病院事業会計では、地域の基幹病院として多くの市民が利用している現在、地域住民に密着した公的医療機関としての責務を持っています。資金不足等、厳しい経営状況ではありますが、病院の健全経営を確立することが急務であります。病院内での改善に向けた対策を早急に講じるよう積極的に取り組んでいただきたい。また、診療体制確立のためには、医師、看護師の確保に努められるようお願いを申し上げます。

以上、討論といたします。

委員長  
三 上

次に、公明党、三上委員。

公明党を代表し、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認

定第8号までを可とする立場で討論いたします。

これまでに滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略と財政健全化計画を着実に進めてこられました理事者、職員の皆様に敬意を表します。平成30年度は、北海道胆振東部地震による市内全域での長時間にわたる停電を経験した我々は、常日ごろからの災害への備えがいかに大切かを思い知らされた一年でありました。そして、そのような状況にありながら、皆さんの献身的な姿に多くの市民は勇気づけられました。大きな災害を経験したにもかかわらず、全体的に平成30年度決算は皆さんの努力が実ったものと考えております。以下、若干の意見を付します。

下水道事業会計、大雨災害に備えるためにも完全分流式下水道を目標の平成35年までに達成していただきたい。

病院事業会計では、中空知の自治体病院の統合を視野に連絡協議会の早期設立を前田市長のリーダーシップで実現していただきたい。

以上、公明党を代表しての賛成討論といたします。

最後に、寄谷委員。

委員 長  
寄 谷

日本共産党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託された認定第6号、土地地区画整理事業特別会計決算を否とする立場で、またその他の第2号、3号、4号、5号、7号、8号の各会計を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、厳しい財政状況の中で、市民生活を第一に行政執行に当たられた理事者、職員の皆様に敬意を表します。

認定第6号、土地地区画整理事業特別会計決算について。泉町土地地区画整理事業の遂行については反対です。その理由の1点目は、西二号通と1丁目通りの交差点付近は周辺よりも低地にあり、豪雨のとき周囲から水が集中し、交通障害が発生するおそれがあります。そのような道路の交通量をふやすような事業は、災害から市民生活を守る上で問題があります。2点目は、西二号通から国道12号線に至る道路には江陵中学校、滝川工業高校があり、正門前の道路の交通量の増加をもたらす事業は生徒たちの安全、安心を考えると賛成できません。以下、意見を付して討論といたします。

まず、国民健康保険特別会計について。財政的に特に厳しい運営を強いられている制度の中で職員の方々は誠心誠意職務を全うされていることに敬意を表しますが、資格証明書、短期被保険者証の発行の際に国保税の納入を促すのは理解できますが、受診抑制とならないよう国民の健康を守る国保制度の趣旨に沿ってそれらの発行には慎重を期していただきたい。

2番目に、公営住宅事業特別会計について。緑町団地、東町団地の工事により居住性にすぐれた住宅の提供ができることは評価できます。しかし、使用料の安価な住宅を求めるなら、江部乙や東滝川など商店街から離れ必ずしも交通の便がよいとは言えないところに住まなければならないというようなことにならないよう、今後の公営住宅事業については十分な検討を進められたい。

3番目に、病院事業会計について。公立病院として一般会計で支えるべきであり、総務省繰入金調達に基づく基準内繰入金については全て繰り入れるよう検討を進められたい。

以上、日本共産党の討論といたします。

委員 長

以上で討論を終結いたします。

討論要旨につきましては、整理して9月18日までに事務局へ提出してください。

## 採決

委員長

これより採決を行います。

先に、反対討論のありました**認定第6号 平成30年度滝川市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について**を挙手により採決いたします。  
本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

委員長

挙手多数であります。

よって、認定第6号は可とすべきものに決しました。

次に、残りの

**認定第2号 平成30年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第3号 平成30年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第4号 平成30年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第5号 平成30年度滝川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**認定第7号 平成30年度滝川市下水道事業会計決算の認定について**

**認定第8号 平成30年度滝川市病院事業会計決算の認定について**

の6件を一括採決いたします。

本認定を可とすべきものと決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長

異議なしと認めます。

よって、本認定はいずれも可とすべきものに決定いたしました。

お諮りいたします。委員長報告につきましては、正副委員長にご一任願えますか。

(異議なしの声あり)

委員長

そのように決定させていただきます。

以上で本委員会に付託されました事件の審査は全て終了いたしました。

## 挨拶

委員長

この場合、市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。  
それでは、委員長のお許しをいただきまして、第2決算審査特別委員会閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

市長

田村委員長、山本副委員長以下、委員各位におかれましては、本委員会に付託されました案件につきまして精力的に審査、ご議論いただき、ただいまいずれも可としてご認定いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

本委員会で議論されました中身、またただいま付されました意見につきまして、十分に参考にさせていただきながら、それぞれの事業会計の執行に当たる所存でございますので、今後ともいろいろご指導いただきますことをお願い申し上げます。閉会に当たってのご挨拶とします。大変ありがとうございました。

委員長

はい、柴田委員

柴田

先ほどの寄谷委員の反対討論の関係で確認をさせていただきたいのですが、決算審査の上、その決算に問題があるとしての反対討論だったのか、そもそも区画整理事業に対する反対討論と聞こえたものですから、決算審査、要するにこの事業が適正に執行されていないから反対されたのであれば、私も決算審査

に臨むに当たって問題はないと思うのですが、そもそも決算が出されたこと自体に区画整理事業に対して反対したようなご発言だったものですから、決算審査の討論としてはいかがなものかと思うのですが、今までの討論の中でそういうものが私の記憶の中ではないものですから、どう捉えたらいいものなのか整理をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

委員長

休憩します。

休 憩 11:31

再 開 11:34

委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今の寄谷委員の案件については、一長一短です。それで、最終的には事務局と打ち合わせをして、若干の修正はあるかもしれませんが、そこで整理するというにしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、退任に当たりましてご挨拶をさせていただきます。

2日間にわたり第2決算審査特別委員会を開催いたしました。委員の皆さんにおかれましては、全員が質疑され、また理事者のほうにおかれましては適切な答弁をいただき、本当にありがとうございました。

しかしながら、実は公開でないところで議論したいというお話もありました。そのことをこれからの課題として真摯に受けとめていきたいなというふうにも思います。これはやはり病院問題です。大変な問題だということで、何かの機会があれば議員全員でもう一度議論すべきだと思いました。

ともあれ2日間、無事委員長、副委員長を務めさせていただいたことに感謝申し上げます、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

以上をもちまして第2決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 11:35